

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月15日
【中間会計期間】	第27期中(自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
【会社名】	ユナイテッド&コレクティブ株式会社
【英訳名】	UNITED&COLLECTIVE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂井 英也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
【電話番号】	050-3091-3557(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 鈴木 友啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
【電話番号】	050-3091-3557(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 鈴木 友啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 中間会計期間	第27期 中間会計期間	第26期
会計期間	自 2025年3月1日 至 2025年8月31日	自 2026年3月1日 至 2026年8月31日	自 2025年3月1日 至 2026年2月28日
売上高 (千円)	3,319,509	3,327,015	6,460,676
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	41,679	△77,152	△48,673
中間純利益又は中間(当期)純損失 (△) (千円)	8,153	△122,399	△227,518
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	790,054	10,000	10,000
発行済株式総数 普通株式 (株) A種優先株式	4,824,300 500	4,954,300 500	4,954,300 500
純資産額 (千円)	646,086	305,467	527,061
総資産額 (千円)	4,228,062	3,547,411	3,891,869
1株当たり中間(当期)純損失 (△) (円)	△0.71	△27.11	△52.35
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 普通株式 (千円) A種優先株式	— —	0 200	— —
自己資本比率 (%)	14.5	7.7	12.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	104,853	50,706	199,276
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△443,265	△115,288	△402,162
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	238,373	△285,871	241,592
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,380,121	1,168,413	1,518,867

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。
4. 第26期及び第26期中間会計期間の1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、原材料価格やエネルギー価格の高止まりに加え、物価上昇による消費者の節約志向も継続しており、先行き不透明な状況が続いております。外食産業においては、人流の回復やインバウンド需要の増加が見られる一方、人手不足の深刻化や人件費の上昇など、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような環境の下、当社は既存店売上高の向上及び収益力の強化に取り組みました。「てけてけ」業態においては、看板商品の商品設計見直し及び価格改定を実施するとともに、新カテゴリ「爆速つまみ」を導入し、注文点数の増加を図りました。また、曜日・時間帯限定の価格施策や食べ飲み放題等の販売促進施策を実施し、客数の増加に取り組みました。「the 3rd Burger」業態においては、一部商品の価格改定を実施するとともに、夜間限定商品の販売時間を昼間にも拡大しました。また、期間限定商品の販売等を通じて来店動機の創出に取り組みました。店舗の出退店については、新規出店を行わず、契約満了に伴う1店舗及び不採算店舗1店舗の退店を実施しました。その結果、当中間会計期間末における店舗数は81店舗（前年同期比増減なし）となりました。

売上高は前年同期を上回ったものの、売上総利益は前年同期を下回りました。また、採用関連費用及び人件費、販売促進費等の増加により、営業利益は前年同期を下回りました。

以上の結果、売上高は3,327,015千円（前年同期比0.2%増）となり、売上総利益は2,443,290千円（前年同期比1.3%減）、営業損失は53,922千円（前年同期は57,640千円の利益）、経常損失は77,152千円（前年同期は41,679千円の利益）、中間純損失は122,399千円（前年同期は8,153千円の利益）となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産は3,547,411千円となり、前事業年度末と比較して344,458千円減少となりました。これは主に現金及び預金が250,453千円、建物（純額）が74,793千円、未収還付法人税等が4,579千円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の負債は3,241,944千円となり、前事業年度と比較して122,864千円減少となりました。これは主に、未払配当金が100,000千円、未払消費税等が58,331千円増加した一方で、長期借入金が252,441千円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の純資産は305,467千円となり、前事業年度末と比較して221,593千円減少となりました。これは主に利益剰余金が中間純損失の計上により122,399千円、資本剰余金を配当原資とする配当の実施により資本剰余金が100,000千円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末と比較して350,453千円減少し、1,168,413千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は50,706千円（前中間会計期間は104,853千円の増加）となりました。これは、減価償却費97,466千円、未払消費税等の増加額58,331千円があった一方、税引前中間純損失96,945千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は115,288千円（前中間会計期間は443,265千円の減少）とな

りました。これは、定期預金の預入による支出100,000千円、有形固定資産及の取得による支出11,412千円、敷金及び保証金の差入による支出11,298千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は285,871千円（前中間会計期間は238,373千円の増加）となりました。これは、長期借入金の返済による支出285,871千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,045,200
A種優先株式	500
計(注)	12,045,200

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式12,045,200株、A種優先株式500株であり、合計では12,045,700株となりますが、発行可能株式総数は12,045,200株とする旨、定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2026年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,954,300	4,954,300	東京証券取引所 グロース	単元株式数 100株
A種優先株式	500	400	—	単元株式数 1株(注) 2
計	4,954,800	4,954,700	—	—

(注) 1. 当中間会計期間末後、A種優先株式100株を取得し、消却しております。詳細については、「重要な後発事象」をご参照ください。

2. A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記1. (4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（下記1. (5)において定義される。）（もしあれば）の合

計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1. (4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2. (2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

① 基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4. (2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

② 控除価額

上記2. (2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4. (2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2. (2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4. (2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

① 基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価

額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

② 控除価額

上記4.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都千代田区麹町二丁目5番地1 WeWork 半蔵門 PREX South
ユナイテッド&コレクティブ株式会社

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

① 基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)①に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

② 控除価額

上記5.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)②に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千万円)	資本金残高 (千万円)	資本準備金 増減額 (千万円)	資本準備金 残高 (千万円)
2026年8月31日	—	普通株式 4,954,300 A種優先株式 500	—	10,000	—	10,000

(5) 【大株主の状況】

①普通株式

2026年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
坂井 英也	東京都港区	871,800	17.59
パトリック&カンパニー株式 会社	東京都港区南青山4丁目17-40-405	820,000	16.55
サントリー株式会社	東京都港区台場2丁目3-3	200,000	4.03
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	102,700	2.07
矢野 秀樹	千葉県船橋市	40,000	0.80
宝酒造株式会社	京都府京都市伏見区竹中町609	34,200	0.69
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	18,136	0.36
株式会社古舘篤臣総合事務所	千葉県柏市柏1丁目2-35-8階	15,000	0.30
小岩井 壮	大阪府大阪市東住吉区	14,100	0.28
小柳 雄資	埼玉県さいたま市南区	11,500	0.23
計	—	2,127,436	42.94

(注) 1. 当社は、自己株式を180株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、A種優先株式を500株発行しており、持株比率はA種優先株式を控除して計算しております。

②A種優先株式

2026年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
DBJ飲食・宿泊支援投資ファン ド投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	500	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,950,500	49,505	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 3,700	—	(注) 2
発行済株式総数	4,954,800	—	—
総株主の議決権	—	49,505	—

(注) 1. A種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」の(注)株式の内容をご参照願います。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が80株含まれております。

② 【自己株式等】

2026年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユナイテッド&コレク ティブ株式会社	東京都千代田区麹町二丁 目5番地1 WeWork 半蔵 門 PREX South	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2026年3月1日から2026年8月31日まで)に係る中間財務諸表について、UHY東京監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年2月28日)	当中間会計期間 (2026年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,518,867	1,268,413
売掛金	258,148	272,505
商品及び製品	53,290	54,305
原材料及び貯蔵品	8,898	8,417
未収還付法人税等	6,614	2,035
前払費用	120,359	117,707
その他	34,051	31,869
流動資産合計	2,000,229	1,755,254
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,497,397	2,488,981
減価償却累計額	△1,587,894	△1,654,271
建物（純額）	909,503	834,709
工具、器具及び備品	559,333	560,290
減価償却累計額	△402,555	△419,504
工具、器具及び備品（純額）	156,778	140,785
有形固定資産合計	1,066,281	975,495
無形固定資産		
ソフトウェア	1,646	815
その他	72	72
無形固定資産合計	1,719	888
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	4,231	5,283
敷金及び保証金	803,911	810,035
繰延税金資産	15,041	-
その他	424	424
投資その他の資産合計	823,638	815,773
固定資産合計	1,891,639	1,792,157
資産合計	3,891,869	3,547,411

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年2月28日)	当中間会計期間 (2026年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	247,338	256,390
1年内返済予定の長期借入金	452,505	419,075
未払金	141,444	120,729
未払費用	173,551	182,499
前受金	4,676	7,174
未払法人税等	-	10,413
未払消費税等	590	58,921
預り金	18,051	30,177
賞与引当金	17,805	10,351
株主優待引当金	52,244	49,865
未払配当金	-	100,000
流動負債合計	1,108,207	1,245,599
固定負債		
長期借入金	2,128,056	1,875,615
長期前受金	86,479	78,851
長期預り保証金	3,000	3,000
資産除去債務	39,065	38,878
固定負債合計	2,256,601	1,996,345
負債合計	3,364,808	3,241,944
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	714,926	614,926
利益剰余金	△227,518	△349,918
自己株式	△432	△432
株主資本合計	496,976	274,576
新株予約権	30,084	30,890
純資産合計	527,061	305,467
負債純資産合計	3,891,869	3,547,411

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
売上高	3,319,509	3,327,015
売上原価	843,079	883,724
売上総利益	2,476,429	2,443,290
販売費及び一般管理費	※ 2,418,788	※ 2,497,213
営業利益又は営業損失 (△)	57,640	△53,922
営業外収益		
受取利息	1,422	2,075
受取配当金	0	1
雑収入	676	800
営業外収益合計	2,100	2,877
営業外費用		
支払利息	14,214	23,340
その他	3,846	2,766
営業外費用合計	18,060	26,106
経常利益又は経常損失 (△)	41,679	△77,152
特別利益		
固定資産売却益	-	3,000
特別利益合計	-	3,000
特別損失		
減損損失	16,717	18,791
固定資産除却損	-	486
店舗閉鎖損失	551	3,515
特別損失合計	17,269	22,792
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	24,410	△96,945
法人税、住民税及び事業税	16,265	10,413
法人税等調整額	△8	15,041
法人税等合計	16,256	25,454
中間純利益又は中間純損失 (△)	8,153	△122,399

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	24,410	△96,945
減価償却費	114,591	97,466
株式報酬費用	1,516	806
株式交付費	157	36
雑収入	△676	△800
固定資産売却益	-	△3,000
固定資産除却損	-	486
減損損失	16,717	18,791
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,266	△7,454
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	6,779	△2,378
受取利息及び受取配当金	△1,423	△2,076
支払利息	14,214	23,340
売上債権の増減額 (△は増加)	△38,363	△14,356
棚卸資産の増減額 (△は増加)	5,109	△534
前払費用の増減額 (△は増加)	△26,601	2,651
立替金の増減額 (△は増加)	-	2,228
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,498	9,052
未払消費税等の増減額 (△は減少)	14,435	58,331
未収還付法人税等の増減額 (△は増加)	-	25,816
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	1,494	-
未払金の増減額 (△は減少)	5,301	△25,582
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,171	12,062
預り金の増減額 (△は減少)	3,484	12,126
前受金の増減額 (△は減少)	701	2,498
長期前受金の増減額 (△は減少)	△8,962	△7,627
その他	1,073	△8,298
小計	133,557	96,640
利息及び配当金の受取額	1,205	1,758
利息の支払額	△9,468	△26,455
法人税等の支払額	△20,442	△21,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,853	50,706
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△200,000	△100,000
有形固定資産の取得による支出	△215,205	△11,412
有形固定資産の売却による収入	-	3,000
無形固定資産の取得による支出	△150	-
敷金及び保証金の差入による支出	△27,910	△11,298
敷金及び保証金の回収による収入	-	4,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	△443,265	△115,288
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	139,300	-
長期借入金の返済による支出	△194,887	△285,871
新株予約権の行使による株式の発行による収入	293,961	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	238,373	△285,871
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△100,039	△350,453
現金及び現金同等物の期首残高	1,480,160	1,518,867
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,380,121	※ 1,168,413

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)		当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)	
給料及び手当	979,561	千円	1,038,535	千円
賞与引当金繰入額	19,728	〃	△197	〃
株主優待引当金繰入額	27,779	〃	26,712	〃
地代家賃	528,951	〃	537,473	〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)		当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)	
現金及び預金	1,580,121	千円	1,268,413	千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△200,000	〃	△100,000	〃
現金及び現金同等物	1,380,121	千円	1,168,413	千円

(株主資本等関係)

I 前中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

新株予約権の行使に伴い、当中間会計期間において資本金が147,158千円、資本剰余金が147,158千円増加し、資本金が790,054千円、資本剰余金が2,722,610千円となっております。

II 当中間会計期間(自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)

1. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年8月19日 取締役会	A種優先株式	100,000	200	2026年8月31日	2026年9月1日	資本剰余金

2. 株主資本の著しい変動

2026年8月19日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式に対する剰余金の支払を行いました。

この結果、当中間会計期間において資本剰余金が100,000千円減少し、当中間会計期間末において資本剰余金が614,926千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、飲食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

(単位: 千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	3,315,780	3,315,780
FC関連収入	3,729	3,729
顧客との契約から生じる収益	3,319,509	3,319,509
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,319,509	3,319,509

当中間会計期間(自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)

(単位: 千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	3,324,059	3,324,059
FC関連収入	2,955	2,955
顧客との契約から生じる収益	3,327,015	3,327,015
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,327,015	3,327,015

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	当中間会計期間 (自 2026年3月1日 至 2026年8月31日)
(1) 1株当たり中間純損失(△)	△0円71銭	△27円11銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	8,153	△122,399
普通株主に帰属しない金額(千円)	11,473	11,932
(うち優先配当額(千円))	(11,473)	(11,932)
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△3,320	△134,332
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,659	4,954
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

A種優先株式の取得及び消却

当社は、2026年8月19日開催の取締役会決議に基づき、2026年9月3日付で、A種優先株式100株を取得し、同日付で消却いたしました。取得価額の総額は101,711千円であり、取得後のA種優先株式の残存株式数は400株となりました。この取得及び消却により、資本剰余金が101,711千円減少し、純資産の合計が同額減少しております。

2 【その他】

2026年8月19日開催の取締役会において、次のとおりA種優先株式に係る剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 100百万円
- ② 1株当たりの金額 200,000円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2026年9月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年10月15日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区指定社員
業務執行社員

公認会計士 阿部 海 輔

指定社員
業務執行社員

公認会計士 森 崎 恆 平

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユナイテッド&コレクティブ株式会社の2026年3月1日から2027年2月28日までの第27期事業年度の中間会計期間（2026年3月1日から2026年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2026年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付け

る。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。